

今月の視点

医師会立看護職員養成所の抱える問題 ～改善のためには「オール山口」での対応を～

常任理事 沖中 芳彦

2025 年問題を控え、全国で看護職員が 190 万人必要と言われている。現在、年に 3 万人ずつ看護職員が増加しているらしいが、それでも 2025 年には 10 万人の不足が見込まれるとのことである。看護職員不足は山口県も例外ではない。まず、県の資料を基に、県全体の看護の現状について紹介する。

1. 山口県の看護の現状について

(1) 看護職員の就業状況

山口県の資料（平成 26 年 12 月末現在）によると、看護職員数は平成 16 年の 19,823 人から 26 年の 23,859 人へと、10 年間で約 4,000 人増加している。看護師は 11,254 人から 15,598 人へ、助産師は 325 人から 423 人へと増加している。保健師は 700 人から 710 人へと横ばいである。一方、准看護師は 7,544 人から 7,128 人へと年々減少している。

(2) 看護学生の入学状況（平成 28 年 4 月現在）

定員に対する充足率は、全体（32 課程）で 87.7%（定員 1,677 人中 1,471 人の入学者数）である。大学（4 課程）が最も高く 100.9%（定員 227 人中 229 人）、看護師課程（17 課程）は 83.8%（同 1,000 人中 838 人）、准看護師課程（10 課程）は 91.5%（410 人中 375 人）、統合カリキュラム（1 課程）は 72.5%（40 人中 29 人）となっている。

(3) 卒業生（平成 28 年 3 月）の就業状況

全体で、入学時の学生数 1,668 人に対し、卒業生数は 1,450 人（86.9%）である。大学は

239 人中 211 人（88.2%）、看護師課程は 941 人中 825 人（87.7%）、准看護師課程は 435 人中 382 人（87.8%）である。卒業者のうち、進学した者は大学では 6 人、看護師課程では 17 人、准看護師課程では 107 人である。看護業務以外に就職した者は大学では 14 人、看護師課程では 5 人、准看護師課程では 2 人であった。進学も就業もしていない者が大学で 8 人、看護師課程で 40 人、准看護師課程で 23 人存在するが、看護職員不足の折、残念なことである。

看護業務に就業した者は全体で 1,225 人であるが、そのうち県内就業者は 842 人（68.7%）であった。大学では 183 人の看護業務就業者に対し県内就業者は 106 人（57.9%）、看護師課程では同 763 人中 482 人（63.2%）、准看護師課程では同 250 人中 240 人（96.0%）であった。准看護師課程の卒業生は看護師課程への進学者が多いが、看護業務に就業した者は非常に高率に県内で就業しており、県内医療環境への貢献度が高いことがわかる。27 年 4 月 1 日現在の准看護師養成課程の一学年の定員は、医師会立准看護師養成所が 290 人（7 課程合計）、高等学校衛生看護科が 120 人（3 課程合計）であり、約 70%が医師会立である。

(4) 卒業生の県内外流出入状況

平成 23 年 3 月には県外流出者 402 人に対し県内流入者は 110 人で、差し引きマイナス 292 人であった。24 年にはそれぞれ 395 人、116 人、マイナス 279 人、25 年はそれぞれ 452 人、103 人、マイナス 349 人、26 年は 427 人、121 人、

マイナス 306 人、27 年は 449 人、96 人、マイナス 353 人と、県内養成施設を卒業後県外に就職する者が、県外養成施設を卒業後県内に U ターン就職する者より 3 ～ 4 倍多く、養成者数に見合う看護職員の増加が得られない状況が続いている。

(5) 看護職員の就業場所

平成 26 年 12 月末の時点で、看護師は全国に 1,086,779 人就業しているが、その就業場所は病院が 72.9%、診療所が 12.4%、その他が 14.7% であった。山口県では看護師数 15,598 人中、病院が 74.3%、診療所が 11.4%、その他が 14.3% となっており、全国と同傾向である。一方、准看護師は、全国では 340,153 人であり、就業場所は病院が 42.3%、診療所が 32.4%、その他が 25.3% であった。山口県には 7,128 人が就業しており、病院が 45.5%、診療所が 31.9%、その他が 22.6% で、やはり全国と同傾向である。准看護師は看護師に比し、診療所での就業割合が高い。

(6) 看護職員の年齢構成

山口県では、保健師は 30 ～ 39 歳、助産師と看護師は 40 ～ 49 歳、准看護師は 50 ～ 59 歳の就業者が最も多い。50 歳以上の割合をみると、看護師は 25.9% であるのに対し、准看護師は 45.6% である。逆に 30 歳未満の割合は、看護師の 44.7% に対し、准看護師は 29.3% である。准看護師は就業者が年々減少しているため、若年者比率が低下してきているものと思われる。

2. 山口県の看護職員確保対策

県行政には多くの事業を実施していただいている。その一部について説明する。

(1) 養成支援

○看護師等養成事業

平成 28 年度は、県下の看護職員養成所の看護師 3 年課程 3 課程、看護師 2 年課程 5 課程、准看護師課程 7 課程に対し、運営費の補助が行われている。

(2) 確保促進（県内定着・離職防止・再就業支援）

○看護師等修学資金貸与事業

県内の診療施設等において看護業務に従事す

る意向がある看護学生に、修学上必要な資金を貸与するものである。卒業後直ちに県内の 200 床未満の病院又は診療所等に 5 年間看護業務に従事した場合、返還が免除される。貸与月額は、民間立養成所では保健師、助産師、看護師が 36,000 円、准看護師が 21,000 円である。27 年度の貸与数は 240 人であり、そのうち進学者を除いた県内就業率は 92.3% であった。

○看護職員確保促進事業

看護職員の離職防止や就業促進に向けた支援を実施していただいている。具体的には、やまぐちナースネット事業（看護の魅力、県政情報、県内病院等の情報をメールマガジン等により発信する）、プレナース発掘事業（中高校生など若年層を対象として看護の普及啓発を実施。県内の中学・高校等への看護 PR リーフレットの作成・配布、1 日ナース体験、看護フェア、看護職員の再就職促進に向けた支援等）。これらは県が県看護協会に委託して行われているものであり、医師会立看護学校で独自に行うオープンキャンパス等に対しては、助成は行われないそうである。

(3) 資質向上

○看護教員養成講習会

看護教育に必要な知識や技術の習得に向けた研修を実施。（修了者数は、24 年度：32 人、25 年度：22 人、28 年度：18 人。28 年度は、医師会立養成所から 5 名の教員が参加している。）不定期に開催されるため、養成所としても代替教員の確保等の都合がつけにくい。是非とも定期的な開催をお願いしたい。

3. 新たな看護職員需給推計の概要等

山口県の従前の看護職員需給見通し（平成 22 年作成）では、「需要数」－「供給数」（不足分）は、平成 23 年は 376 人、27 年は 83 人とされている。

1) 需要数増加の要因：病院の機能強化のための 7 対 1 看護の導入により、病院に 932 人増。在宅療養環境の整備のため、訪問看護ステーションに 52 人増。

2) 供給数増加の要因：平成 22 年に看護師養

成施設 3 校が開校し、25 年までの 3 年間に新卒就業者が 105 人増加する。

これに対し国は、地域医療構想における 2025 年（平成 36 年）の医療需給などを踏まえた、平成 30 年からの医師や看護職員等医療従事者の需給推計を新たに策定する予定である。新たな看護職員需給推計は、従前の需給見通しで実施したような調査は行わず、国が示す推計ツールを用いて、29 年度中に策定する見込みとのことである。

4. 医師会立看護職員養成所の抱えている問題

ここからは、昨年大会が行った医師会立看護職員養成所並びに運営する郡市医師会に対するアンケートで寄せられた意見を列挙し、その問題点について考えてみたい。

(1) 郡市医師会へのアンケートより

1) 応募者数の減少、休学・退学者の増加等による学生数の減少の問題

- ・現在の定員では存続困難
- ・応募者は減少しており、直近 2 年は三次試験でようやく定員が充足している
- ・少子化等により入学者が減少すると運営が成り立たない
- ・学生の質が低下している
- ・留年、退学者が増加している
- ・少子化等による入学者減対策を協議した
- ・対策の一つとして夏休み中にオープンキャンパスを中高生を対象に実施している

2) 補助金の問題

- ・市や県からの補助金で何とか成り立っている
- ・28 年度までは学費の値上げでしのいできた
- ・補助金削減の動きは死活問題である
- ・助成が不十分である
- ・これ以上助成が必要な場合は進退も考えなければならない
- ・授業料収入と補助金で運営しているが、授業料は学生の負担を考えると値上げはできない状況にある
- ・中途退学者や休学者で、予算に対して 100 万円前後の減収を余儀なくされる

3) 専任教員不足の問題等

- ・教務 3 名で 2 学年 40 名を指導しているが、出来れば実習指導者がほしい。

- ・財政的に困難で人材も見つからない
- ・教員が慢性的に不足しており、教員の負担が大きい
- ・教員不足で人件費が抑えられているので、見かけ上は黒字決算となっている
- ・教員不足解消には待遇改善が必要である
- ・教務になりたいという人が少ない
- ・校舎建替も必要である

4) 講師・実習施設確保の問題

- ・学生の講義を担当する医師会員の高齢化に伴い、講師の確保も難しくなっている
- ・近隣医師会から講師の協力をいただき、助かっている

5) 改善のために必要なこと

- ・准看護師養成を広く社会にアピールすることが必要である
- ・現状改善には会員に財政的支援をお願いするか、校納金を引き上げるか、人件費圧縮しかない
- ・准看護師養成は堅持しなければならない
- ・補助金の増額が必要である
- ・学校の規模縮小が避けられない状況と考えている
- ・授業時間数の緩和と講師の確保が必要である
- ・今後、学生数がさらに減れば運営が困難となるため、学生の確保が必要である。
- ・応募者を増やさなければならない
- ・市町、所属医師会、卒業生を多く就職させている病院等からの援助が必要である
- ・教職員の定員確保（欠員がある）が必要である
- ・教員の給与面等の待遇改善が必要である
- ・退学者を最小限に抑え、生徒の安定的確保を図る

6) 今後の展開

- ・財政面で厳しい状況が続けば廃止も検討しなければならない
- ・同一行政区内や同一医療圏にある医師会との連携をお願いしたい
- ・地域医療を守るために存続させたい
- ・定時制（4 年制）、3 年課程への移行を検討している
- ・教育や医療福祉は国が率先すべき事業である

- ・ 少子高齢化に伴い看護師不足が懸念される
 - ・ 医師会だけでなく地方行政が責任を持って養成すべきである
 - ・ 学校経営の安定が最重要課題である
 - ・ 少子化による減収対策として受益者負担が望ましい
 - ・ 効率的な運営として医療圏域主体の学校とする
 - ・ 医師会や教務の理解と協力体制があれば、一人前の准看護師を育てることが可能
 - ・ 引き続きご支援をお願いしたい
- (2) 看護職員養成所へのアンケートより
- 1) 応募者・入学者について
- ・ 一次、二次試験で定員確保はできている
 - ・ 応募者が減少している
 - ・ 臨時の三次試験で何とか定員を確保している状況である
 - ・ 准看は応募者が減り、全入時代となりつつある
 - ・ 正看は定員の 1.5 倍の応募があるが、減少傾向にある
 - ・ 定員数がここ数年確保できていない
 - ・ 准看、看護ともに応募者が減少傾向にある
 - ・ 看護科は 2 年連続で定員割れしている
 - ・ 今後は学生の奪い合いが懸念される
 - ・ 受験生の学力が低下している
 - ・ 退学者と休学者の多さが問題となる
 - ・ 社会人の割合が多いが、経済的な基盤が十分でない入学者の対応に苦慮している
(奨学金が頼り)
 - ・ 教員不足で、定員を下回る入学者数にせざるを得ない状況にある
 - ・ 社会人の応募が多く、今後も割合が多くなると思われる
 - ・ 応募者確保のため、地元で広報活動を行っている
 - ・ 地域内外の学校訪問を行っている
 - ・ 学生を多く採用するか、質を取るかを考えなければならない
- 2) 収支
- ・ 補助金と授業料が収入源である
 - ・ 学校運営は校納金と補助金、助成金のみで行っている
 - ・ 入学者減、休学・退学者増により収入が減少している
 - ・ 補助金と助成金で何とか運営している状況である
 - ・ 補助金で成立つため、補助金減額は厳しい
 - ・ 補助金や校納金の値上げも限界である
 - ・ 1 クラスを 50 人から 40 人に減らすと完全に赤字となる
 - ・ 医師会は学校を存続させる意向であるが、医師会による運営も厳しい
 - ・ 会員からの援助もやむを得ない
 - ・ 収支は赤字である
 - ・ 人件費が予算より低いため、みかけの上では黒字となっている
 - ・ これ以上の助成が必要な状況になれば、進退も検討しなければならない
 - ・ 剰余金が少ないため、校舎の改修や建替を考えると今後が不安である
 - ・ 校納金の見直しも検討せざるを得ない
 - ・ 安定運営は厳しい
 - ・ 28 年度に授業料の見直しを行った
- 3) 助成金等
- ・ 授業料の値上げは避けたいため、助成金の増額を要望する
 - ・ 日医や県医からの助成金増額を検討してほしい
 - ・ 今後、校舎の建替のための助成を要望する
 - ・ 助成金の減額は困る
 - ・ 日医や県医からの助成はもちろん、行政からの補助金の維持と増額をお願いしたい
 - ・ 安定した運営のための助成金増額をお願いする
- 4) 講師・実習施設の確保の問題
- ・ 実習施設の確保が大変である。(とくに専門課程の小児・母性・訪問看護など)
 - ・ 教員が定員割れである
 - ・ 現状の改善のためには、授業時間数の緩和と講師の確保が必要である
- 5) 近隣医師会への要望
- ・ 学校講師(医師や看護師)を依頼できないか
 - ・ 講師派遣と実習施設確保に協力をお願いしたい
 - ・ 医療機関等に生徒募集の協力をお願いしたい

- ・周辺医師会から講師の協力があり、感謝している
- ・近隣医師会と県医師会に、専任教員の紹介や幹旋、講師や実習施設の確保に協力いただきたい
- ・准看護師科の卒業生の 5 割は進学、残りは近隣医師会へ就職しているため、看護師養成所がない医師会にも協力をお願いしたい

6) 教員養成講習会について

a. 開催頻度について

- ・3 年に 1 回程度の定期開催を希望する
- ・2 ～ 3 年ごとに開催するなど、確実に行われるように決めたほうが、予算など準備ができる
- ・受講希望者少数であっても定期的な開催が望ましい
- ・不定期だと予定が立てられない
- ・受講者が少ないと開催できないものか

b. 代替教員確保の問題

- ・県全体や看護協会と連携して代替教員の確保をお願いしたい
- ・ナースバンクやハローワークあるいは個人的にも依頼をしたが、期限までに確保できずに講習を見送った
- ・県等からの紹介や幹旋を希望する
- ・パート教員の応募がなく、常勤教員を確保して対応している
- ・確保できないため、残った教員でカバーし合う必要があるが、現在の教員数ではそれも不可能なので、受講させられない
- ・ハローワークやナースセンター、知人や卒業生に依頼するが難しい状態である
- ・残るスタッフでカバーするが、負担が大きい

c. e ラーニング

- ・8 か月間の講習中、スタッフが一人減るということはかなりの負担である
- ・代替教員確保が困難なため、e ラーニング導入を希望する
- ・早急に e ラーニングと通信制を導入してほしい

d. その他

- ・単位制を導入してほしい
- ・複数年での受講を可能にしていきたい

7) その他

- ・医師会立養成所は地域医療に貢献していることを周知してほしい

求人情報で看護職員の募集記事を見ない日はないといっても過言ではない。従前の県の需給推計では看護職員の需給状況は改善されていくとのことであるが、看護職員が充足されてきているという実感をお持ちでない方がほとんどではないだろうか。病院は診療報酬算定要件の関係で、看護師を多く必要としている。准看護師は県内での就業率が極めて高く、特に診療所の運営には不可欠な存在である。准看護師の多くは医師会立学校で養成されており、准看護師数の減少は、医師会立看護師養成課程の入学者減少にも繋がる。県内の看護職員不足解消のためにも准看護師養成の灯を消してはならない。

県下には、医師会立看護職員養成所が 8 校（准看護課程 7 コース、看護課程 4 コース）あり、いずれも運営には困窮を極めておられるが、各校の努力により、将来を担う看護職員を輩出しておられる。前述のように、各校の抱える問題は、「応募者数の減少、休学・退学者の増加等による学生数の減少」、「補助金・助成金」、「専任教員確保」、「講師・実習施設確保」等に集約できる。県内の看護職員は決して充実しているとは言えず、万が一、看護職員の養成を停止する事態に陥った場合は、県内の看護職員不足にますます拍車がかかることとなる。

これらの問題は医師会立看護職員養成所を運営する郡市医師会だけで解決できるものではない。県医師会として、養成所の安定した運営のための各種支援を行わなければならないことはもちろんであり、次年度は医師会立看護職員養成所に対する助成を手厚くする方針である。しかし、問題解決にはさらなる対応、すなわち関係する郡市医師会だけでなく、県下すべての郡市医師会に参加していただき、「オール山口」で協力できる環境を整えることが必要不可欠である。県内の医師会員の先生方全員に医師会立看護職員養成所の抱える問題に関心を持っていただき、できることからご協力いただくことを切にお願いしたい。